

# 個人15

受 令和 3 年 11 月 25 日  
付 ~~午前~~・午後 4 時 35 分

## 一般質問（代表・個人） 通告書

令和 3 年 11 月 25 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 山 下 幹 雄

尾張旭市議会会議規則第50条第1項の規定により 12 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
<input checked="" type="radio"/>	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	マイクロ水力発電事業の進捗状況について
要 旨	<p>表題の事業は、6月、9月定例会において経緯経過、今後とその内容を質した。事務的には終盤となり、財政に係る事務が進んできている。本市ホームページでは、「マイクロ水力発電事業協定に基づき、令和3年10月18日に『マイクロ水力発電事業における納付金に係る覚書』を締結しました。この覚書は、発電事業による売電利益の一部が本市に分配されるため、これらについて定めたものです。なお、事業期間内（20年間）は行政財産目的外使用料と売電利益還元料をあわせ、年間約70万円の収益を見込んでいます。」と掲載された。</p> <p>一連の経緯経過を踏まえ、この事業の在り方を尋ねる。</p> <p>(1) 納付金に係る覚書について 数値の根拠、算出方法、その交渉内容等について</p> <p>(2) 事業に付随する本市のメリットについて 固定資産税等、事業者に対する租税関連等について</p> <p>(3) 事業のデメリット（リスク）について 覚書の法的有効性について等について</p> <p>(4) 事業推進に当たりどのようなハードルがあったと振り返るか 水利権、行政間調整等について</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

<p>質 問 事 項</p> <p>No. <u>2</u></p>	<p>本市の行政サービスにおけるコンプライアンスについて</p>
<p>要 旨</p>	<p>本市を問わず、各行政組織の担当課には市民、事業者及び団体、公職のある者より要望、働きかけなど寄せられ、行政事務に反映される事象は各種考えられる。業務改善や前進的なものは歓迎すべきだが、公益を目的としない不正な口利きや暴力行為、威圧的な言動等不当な要求を受ける事例もあり、最近では「津市相生町自治会事件」がニュースソースとして上がっている。不正な口利きなどは、職員の業務遂行に支障をきたすほか、不正行為を誘発するケースが全国的に見受けられる。</p> <p>そこで、地方公共団体の行政透明化推進と校正な職務の執行を確保するため、各課に寄せられる要望や働きかけを記録し、情報公開の対象とするなど業務改善を図る必要を感じる。</p> <p>本市の考え方を尋ねる。</p> <p>(1) 来訪者記録の現状と実施について</p> <p>(2) 要望、働きかけなどを受けた際の事務に係る情報公開の手法について</p>

※ 申し合わせ事項に留意すること。